

体制の整備・周知、実施手順の作成・周知を怠ると

安衛法 22 条違反として**6カ月以下の懲役**または、

50 万円以下の罰金が科される!??

熱中症対策に関する

省令改正対応セミナー

でも実際、どう対応したら
いいかわからないな
あ...



まだまだ暑くないし、
対処しなくても大丈夫
だろう

◆開催日時 6月5日(木)

◆セミナー内容
法改正内容の周知と対応についての学習

◆講師
南 和樹さん(全労働省労働組合副委員長)

◆参加方法
参加費用・事前登録不要
当日に下記アドレス(または ID/PW もしくは QR コード)から Zoom でご参加ください。
松戸支部で視聴を希望の方は事前にご連絡ください。

昼の部
15:00～16:00



ID: 845 937 1977
PW: 760256

<https://us02web.zoom.us/j/84560501347?pwd=QzEwRkJJTXp1eis5T3BMdX>

夜の部
19:00～20:00



ID: 582 937 1977
PW: 760256

<https://us02web.zoom.us/j/5829371977?pwd=ZWZhRXBodWZGRGpNZ>

資料の入手



1 日前から
アクセス
可能となります

<https://zenkensoren.app.box.com/s/3ynf17qvlh2oeuv2n5x1y67hceukl73r>

◆お問い合わせ 千葉土建一般労働組合 松戸支部
TEL: 047-368-7700 E-mail: matsudo@chiba-doken.or.jp